

託送供給等に係る収入の見通しの 変更承認申請の概要について

2026年7月10日
北海道電力ネットワーク株式会社

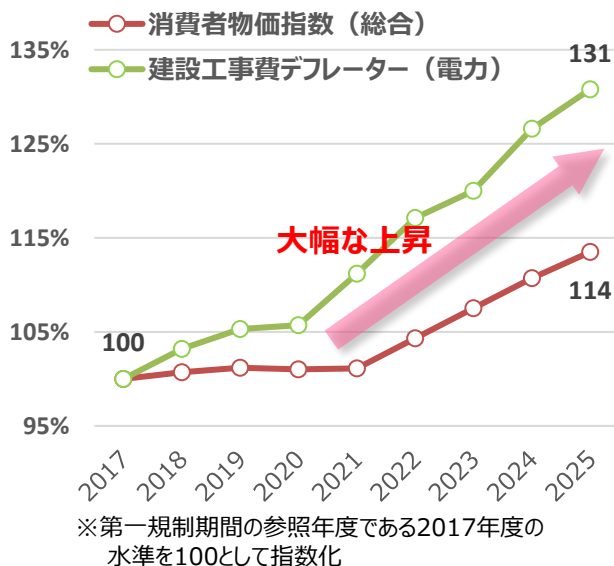
1. 収入の見通しの変更承認申請について

- ✓ 当社は、レベニューキャップ制度の下、第一規制期間の事業計画に基づき、高経年化設備の更新・保全や再エネ導入拡大に向けた設備増強等の取り組みを進めております。
- ✓ 一方、事業計画の策定時点では想定できなかった物価上昇等による資機材調達コストや労務費の増加に加え、金利上昇により資金調達コストも増加しており、カイゼン・DX等の推進や設備投資の合理化など最大限の経営効率化に取り組んできましたが、物価や金利等の上昇影響の全てを経営努力で吸収することは困難な状況となっております。
- ✓ また、施工力やサプライチェーンを維持し安定供給を確保していくためには、物価等上昇の環境下においても、工事を担う協力会社が人材確保・維持に必要な賃金水準を確保できるよう、物価等の上昇分を適切に取引価格へ反映していく必要があります。
- ✓ 以上を踏まえ、厳選した工事計画への見直しなど最大限の経営効率化を反映のうえ、電気事業法第17条の2第4項の規定に基づき、「託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請」を行いました。

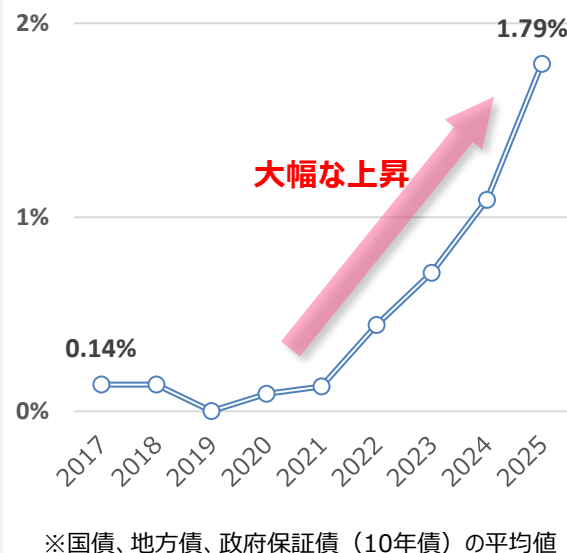
2. 物価等上昇の影響

- ✓ 当社は、カイゼン・DX等の推進など最大限の経営効率化に努めてきましたが、事業計画の策定時点では想定できなかった物価上昇等による資機材調達コストや労務費の増加に加え、金利上昇により資金調達コストも増加しており、これら事業運営への影響は今後も拡大・継続する見通しのため、2026年度以降の事業運営は非常に厳しい状況です。
- ✓ また、カーボンニュートラルに資する再生可能エネルギーの拡大や半導体・データセンター等の大規模需要への対応、高経年化設備の計画的な更新等により安定供給を確保するためには、物価等の上昇を適切に取引価格へ反映し、施工力やサプライチェーンを維持していく必要があります。

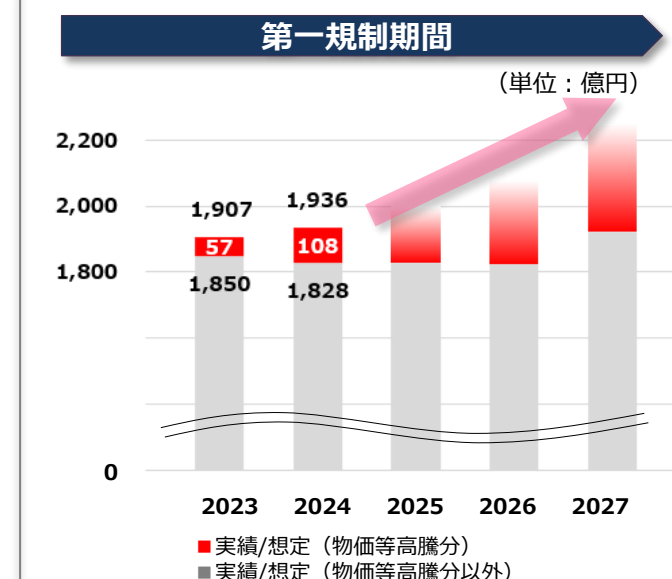
物価・労務費関連市況



公社債利回り



費用の推移



物価・労務費・金利等の上昇に伴う費用増加

3. 経営効率化の取り組み

- ✓ 今回の変更承認申請にあたっては、安定供給の確保を大前提に、新たな資機材の開発や設備の劣化状態を踏まえた工事形態の見直しによる設備投資の合理化など、厳選した工事計画への見直しを反映しております。

新たな資機材導入による補修・補強対策

- ひび割れや亀裂を生じたコンクリート柱に対し、耐久性や劣化抑制に優れたエポキシ樹脂製接着剤を塗布した炭素繊維シートを貼付けすることで、建替することなく、安価かつ短時間の補強・補修を実現しました。

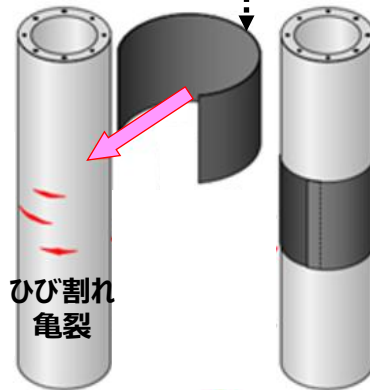
従来



見直し後



新たに開発した炭素繊維シートを貼付け

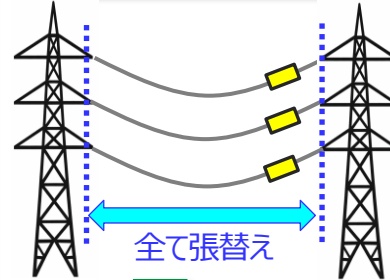


- 費用低減と施工時間の短縮
- 施工後もSBテスターによる内部診断が可能であり、長期的な経過観察性能にも優れる

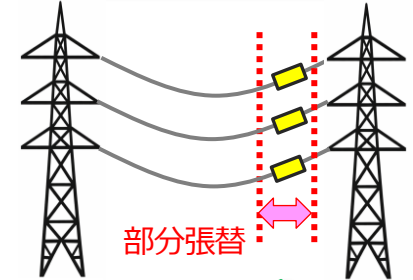
設備の劣化状態を踏まえた工事形態の見直し

- 架空送電線について、サーモビジョンを用いた発熱調査等による設備の健全性確認を行い、直線接続箇所等の劣化が顕著な部分のみを特定し、更新範囲を見直すことにより効率化を図りました。

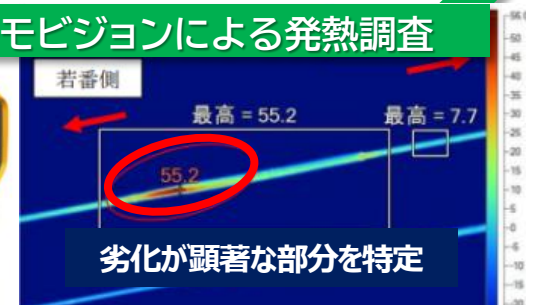
従来



見直し後



サーモビジョンによる発熱調査



4. 適切な価格転嫁に向けた取り組み

- ✓ 高度経済成長期に建設した膨大な設備の更新を着実に実施し、安定供給を確保し続けるためには、将来にわたる施工力・サプライチェーンの維持が必要であり、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や「パートナーシップ構築宣言」に基づき、引き続き、物価等上昇の変動を取引価格に適正に反映してまいります。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (改正後) ②

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (改正後) ①

✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

令和7年12月
内閣官房
公正取引委員会

【出典】：『(令和7年12月26日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について』公正取引委員会

パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」
 当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
 直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

- (個別項目)
- ・ E D I 取引の推進により、取引先の業務効率化への支援を行います。
 - ・ 健康経営の取り組みについて、取引先へのノウハウ提供や活動支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守
 発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。
 なお、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという趣旨に留意します。

3. その他（任意記載）
 「ほくでんグループCSR行動憲章」に基づき、法令・社会規範の遵守、反社会的勢力の排除、安全の最優先および相互信頼（パートナーシップ）の確立などについて定めた「調達の基本方針」を公表しています。

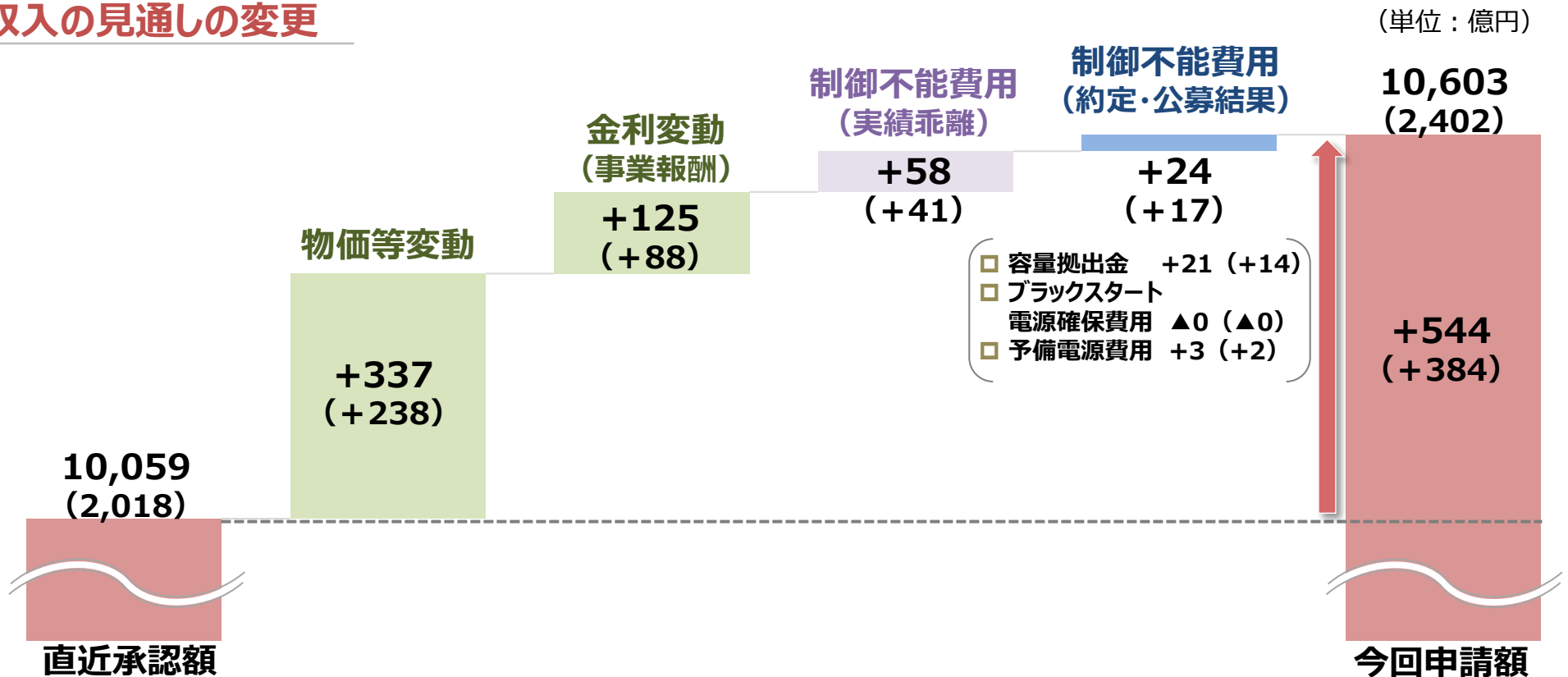
2023年3月22日
 (2023年6月28日 代表者変更による更新)
 (2024年7月12日 更新)
 (2026年2月26日 更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。
 北海道電力ネットワーク株式会社 取締役社長 社長執行役員 細野 一広

5. 収入の見通しの変更承認申請概要

- ✓ 今回の申請では、新たに制度措置が認められた物価や金利の変動（462億円）、制御不能費用の実績乖離分（58億円）、市場等の約定・公募結果（24億円）を反映しました。
- ✓ これにより、今回申請する当社の「収入の見通し（5年総額）」は、現行（2023年11月24日承認）の1兆59億円から544億円増加し、1兆603億円となります。

収入の見通しの変更



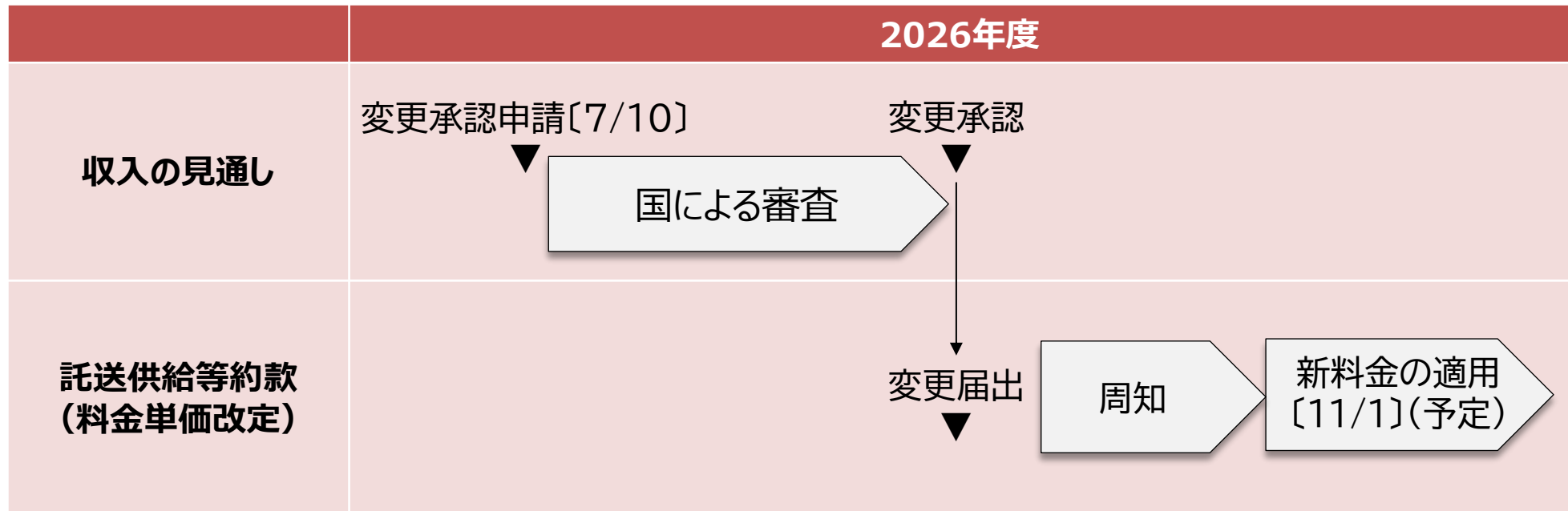
※上図の () は、収入の見通し変更後の期間（2026年11月～2028年3月）における年平均値

※四捨五入により合計値が合わない場合がある

6. 今後のスケジュール

- ✓ 本日提出した「収入の見通し」については、今後、国による審査が行われ、経済産業大臣の承認を受けて決定されます。
- ✓ その後、承認された「収入の見通し」をもとに、すみやかに託送供給等約款の変更届出を実施し、2026年11月1日から新託送料金の適用を予定しております。

今後のスケジュール



(参考) 物価等上昇に対する制度措置について

- ✓ 国の審議会において、急激な物価等の上昇や金利上昇に伴う支払利息の増加などを踏まえ、第一規制期間における物価等の上昇及び事業報酬に関する制度措置が取り纏められ、2026年5月29日に「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」の改正が行われました。

3. 第1規制期間における制度措置のまとめ

- 現行の第1規制期間の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、期間中の物価等変動を考慮しないことと整理された。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに事業者は金利上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 今後、各事業者は、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新やGX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- 本日を含むこれまでの会合で御審議いただいた第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしてはどうか。

<第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い>

論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は2026・2027年度の2年とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値）とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請を可能とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の基準年度を2021年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、2026・2027年度の2年を対象に、事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置することとし、反映方法は論点③と同様とする

23